

# 第1章 計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1 基本的な考え方

### (1) 計画策定の趣旨

長久手市では、2006（平成18）年に障害者基本法第11条第3項に基づく障がい施策に関する基本的な計画として、2015（平成27）年までの10年間を計画期間とする「長久手市第2次障害者基本計画」を策定しました。また、2012（平成24）年には、障害者自立支援法第88条第1項に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として、2014（平成26）年度までの3年間を計画期間とする、「長久手市第2次障害者基本計画に基づく第3期障害福祉計画」を、2014（平成26）年度には「第3次長久手市障がい者基本計画・長久手市第4期障がい福祉計画」を「ながふく障がい者プラン」として一体化して策定し、これまでの間、各種地域生活支援事業の実施や長久手市障がい者相談支援センターの設置など、障がいのある人の福祉サービスの充実を図ってきました。

しかしながら、障がいのある人を取り巻く状況は刻々と変化しています。障がいの重度化や本人や家族、介護者の高齢化が進行する中、障がいのある人本人や家族の“より自分らしく生きたい”、“前向きに積極的な生き方をしたい”といった意識も高まっています。そのため、生活の質（QOL）の向上にも配慮し、安心した生活が送れるような対策の実施が求められています。また、障がい関係の制度見直しとして、国においては「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が制定されたほか、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行され、このような制度改定等に応じた施策の見直し等も必要となっています。

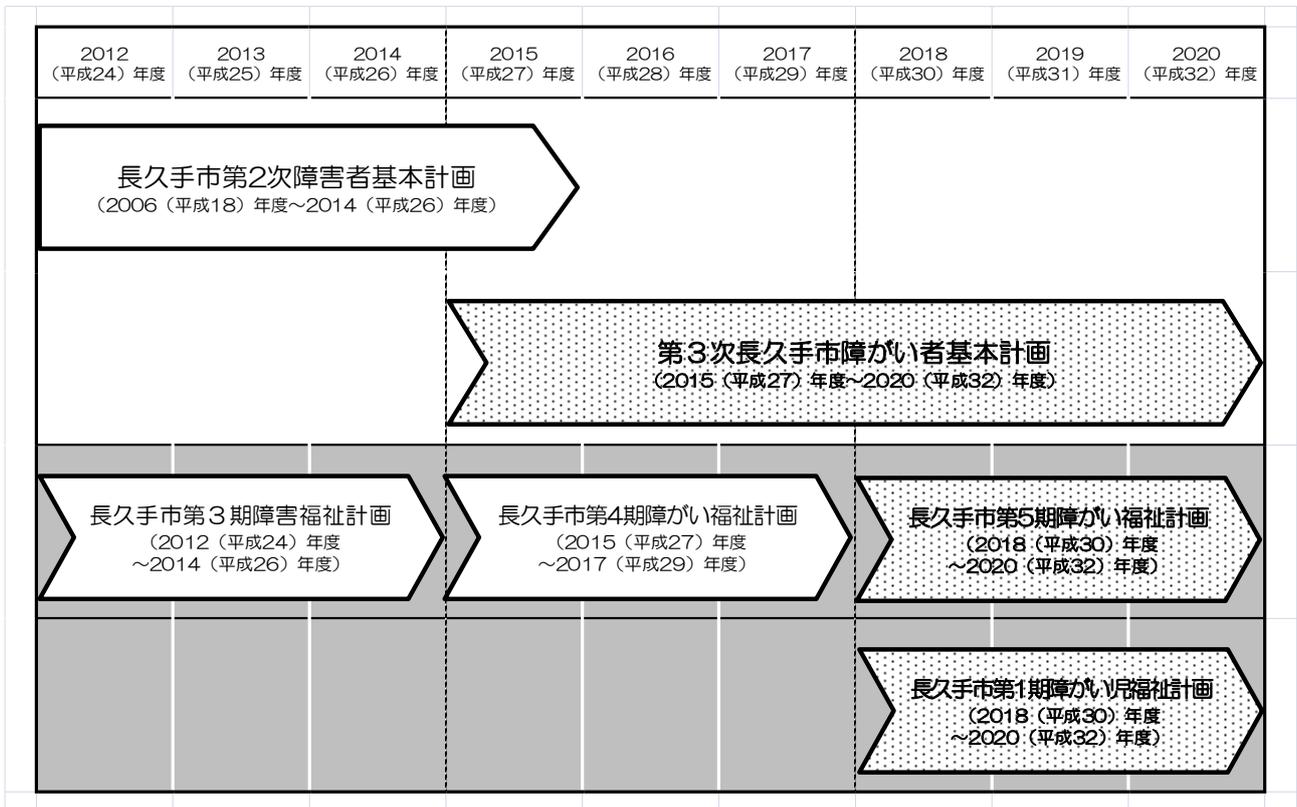
加えて、2018（平成30）年の社会福祉法の改正により、これまでの制度による課題解決だけではなく、「支える側」、「支えられる側」といった区別をなくし、日常生活の中で生じる様々な困り事を他人事とせず、自分や家族が暮らしやすい地域をつくるという考えで、「我が事」として捉え、こうした課題を、まずは地域で丸ごと受け止めていける地域共生社会の実現を目指すこととなりました。

こうした背景のもと、「長久手市第4期障がい福祉計画」が2017（平成29）年に計画年度を終えること、また、2016（平成28）年度の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度にわたり現行計画の評価・検証を行うとともに、新たな課題について把握・検討し、「第3次長久手市障がい者基本計画」の中間見直しと「長久手市第5期障がい福祉計画」、「長久手市第1期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

## (2) 計画の期間

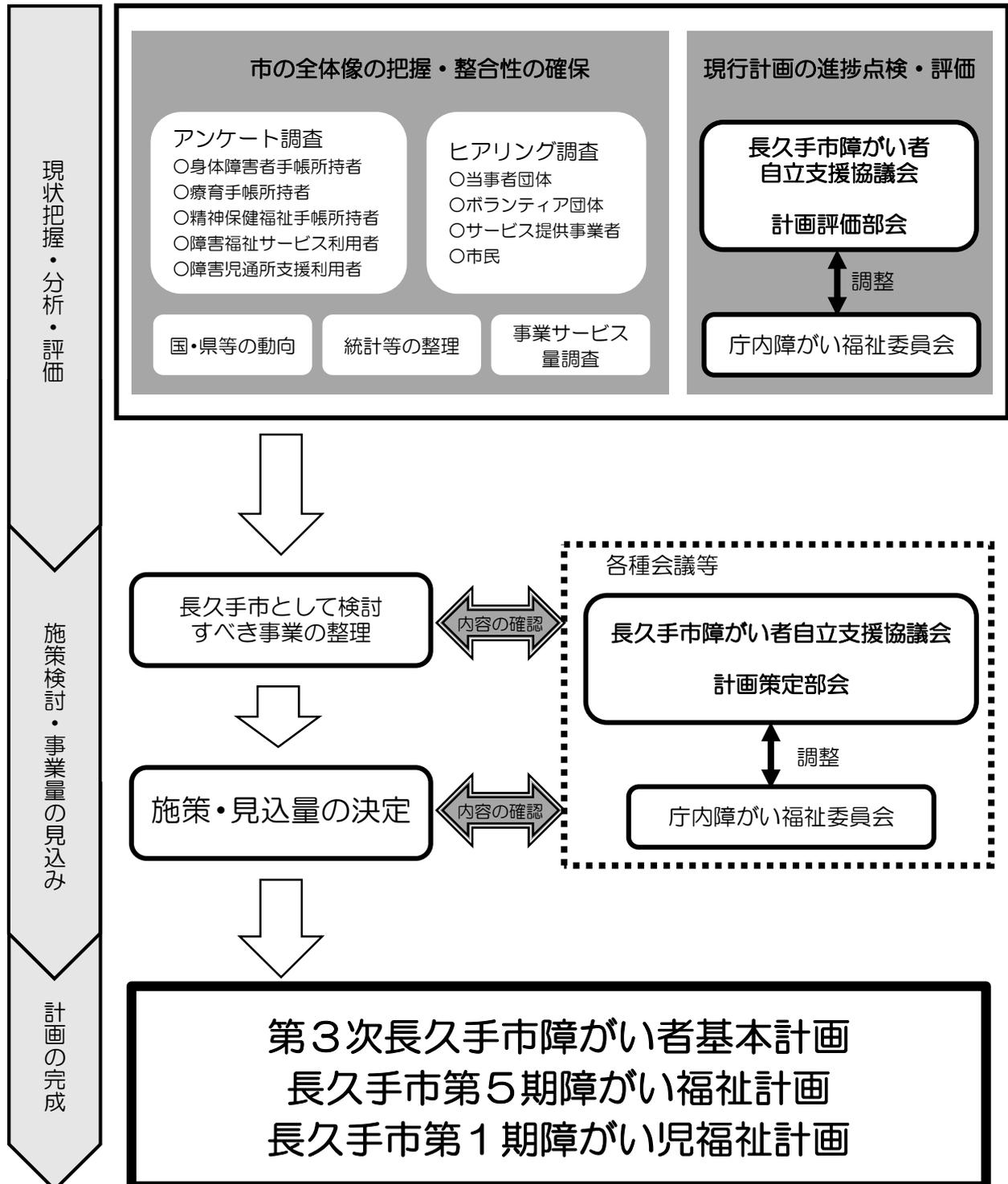
「第3次長久手市障がい者基本計画」の期間は、2015（平成27）年度を初年度とし、2020（平成32）年度までの6年としています。

また、「長久手市第5期障がい福祉計画」及び「長久手市第1期障がい児福祉計画」は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とします。



### (3) 計画の策定方法

計画策定にあたっては、市民の意向や課題を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、日頃から障がいのある人と関連がある団体や事業者へヒアリングを行いました。また、施策の評価を「長久手市障がい者自立支援協議会」の専門部会である「計画評価部会」で行いました。そして、課題の抽出を行い、解決に向けた施策の方向性の検討を関係各課と調整し、計画等内容を「長久手市障がい者自立支援協議会」の専門部会である「計画策定部会」で計画策定を進めました。



## 2 計画の対象

この計画は、障がい施策の充実を図ることを目的としていますが、その対象は、障がいのある人とない人を問いません。したがって、この計画は、全ての市民を対象にしています。

なお、障がいのある人に関する各種法令の定義は、以下のようになっています。

	適用法令等	定義
障がいのある人	障害者基本法第2条	「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。
障がいのある児童	児童福祉法第4条第2項	「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」と定義されています。
身体障がいのある人 （身体障がい児・者）	身体障害者福祉法第4条	「別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定義されています。 ＜別表抜粋＞ 一 視覚障害で、永続するもの 二 聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 四 肢体不自由 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの
知的障がいのある人 （知的障がい児・者）	知的障害者（児）基礎調査	法的に定義づけられていませんが、厚生労働省が平成12年に実施した知的障害者（児）基礎調査では、「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されています。
精神障がいのある人 （精神障がい者）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条	「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。
発達障がいのある人 （発達障がい児・者）	発達障害者支援法第2条第2項	「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもので「発達障害者」とは発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のもの」と定義されています。
特定疾患のある人 （難病患者）	難病対策要綱	①原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のある人と定義されています。

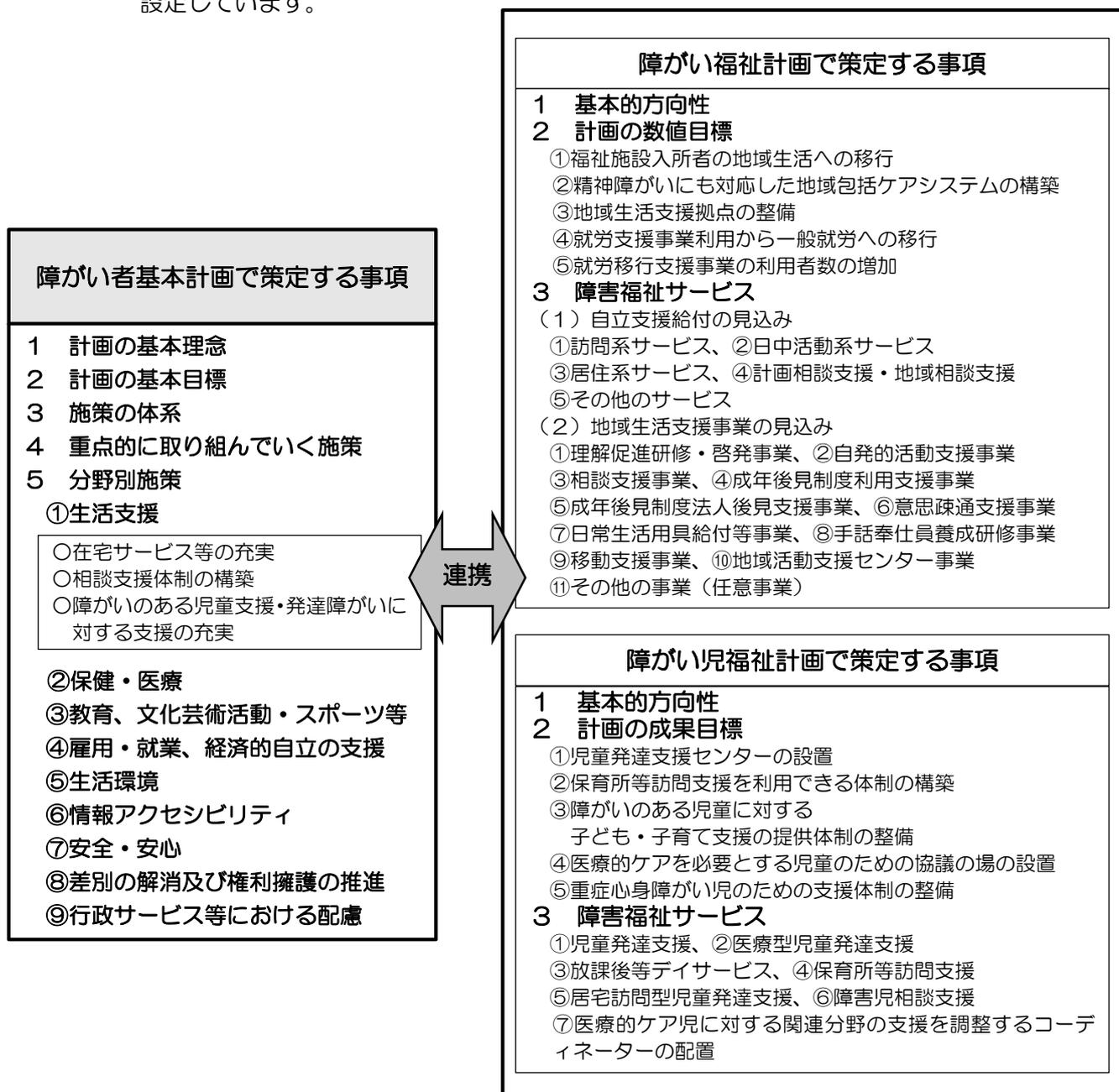
### 3 計画の位置づけ・関連計画との連携

#### (1) 障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の関係

第3次障がい者基本計画は、障がい福祉施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、障がい者基本計画を上位計画とし、各種福祉サービスの具体的な数値目標等を設定した実施計画と位置づけられます。

このため、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障がい者基本計画に掲げる分野別施策目標「生活支援」の中において、障害福祉サービスに関する3年間の数値目標等を設定しています。

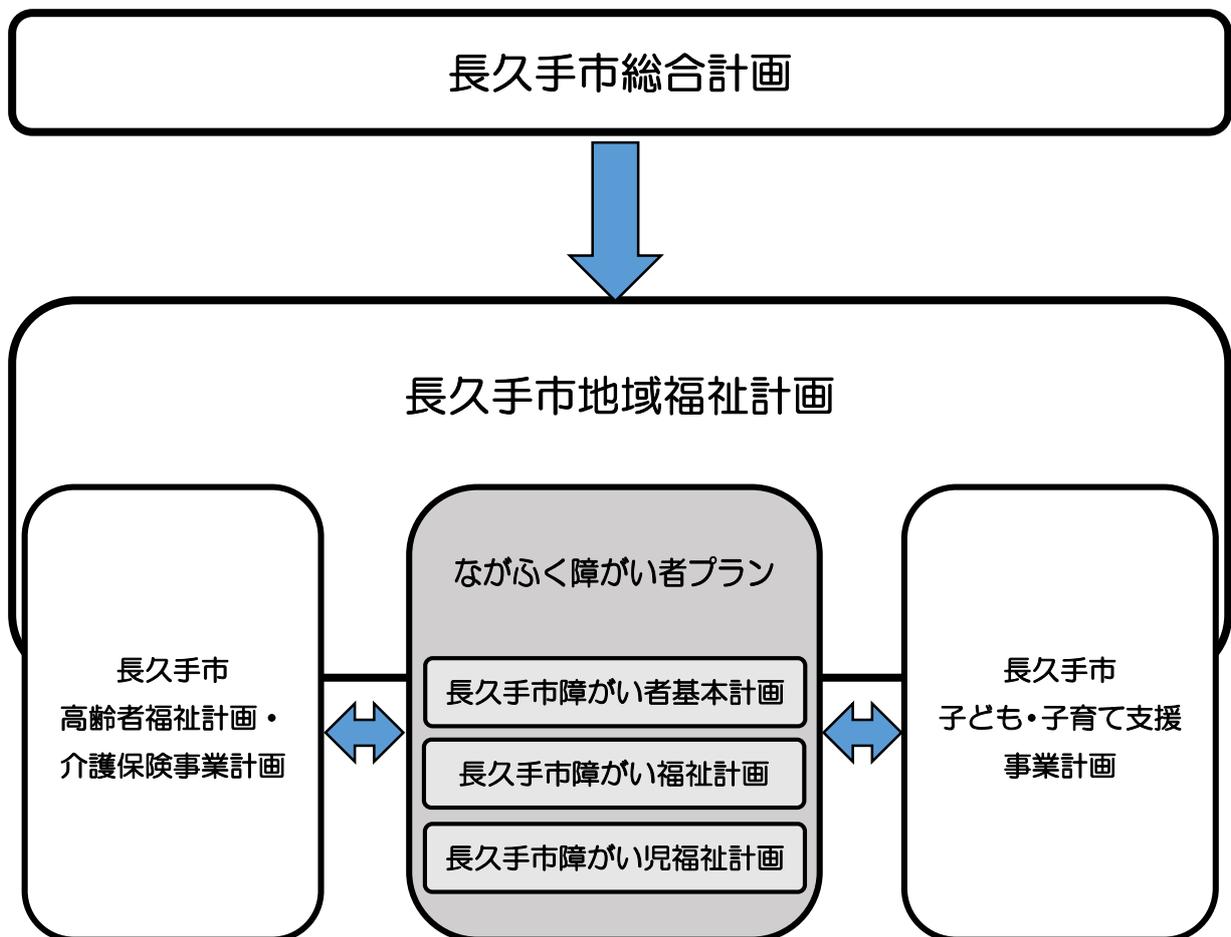


## (2) 他の計画との関係

ながらく障がい者プラン（第3次障がい者基本計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画）は、本市のまちづくりの最上位計画である「長久手市総合計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

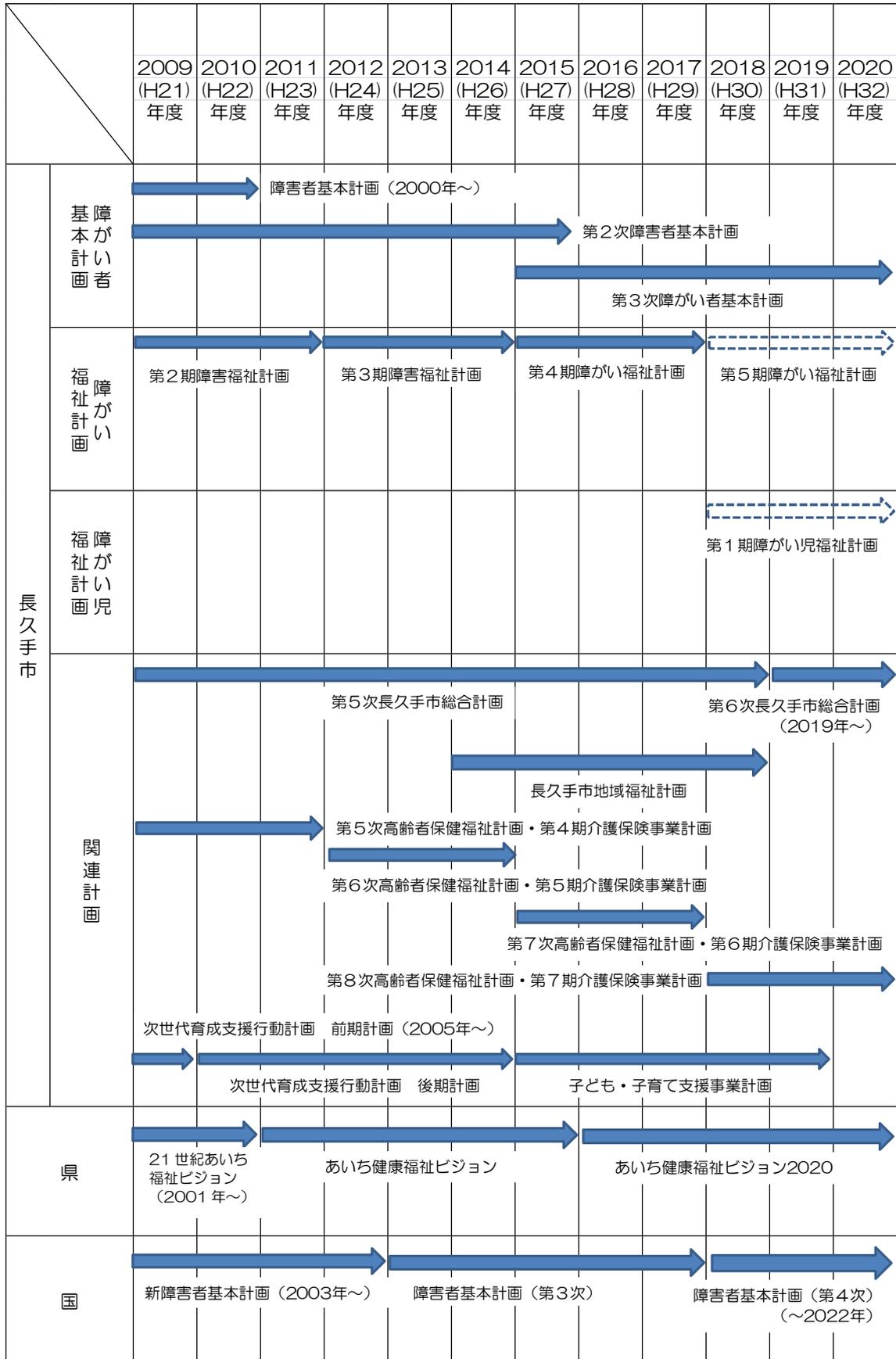
また、「長久手市地域福祉計画」については、各種の計画を地域福祉の観点から横断的に策定した計画であり、本計画の策定にあたっては地域福祉計画の内容を踏まえて策定しています。

そのほか、障がいのある65歳以上の人については、「長久手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」との整合性が必要であり、障がいのある児童については「長久手市子ども・子育て支援事業計画」との整合を保つことが必要となるなど、その他の各分野別計画の内容にも配慮して策定しています。



### (3) 国・愛知県・長久手市の計画の流れ

国・愛知県・長久手市の計画等の流れは下図のようになっています。



## 4 第3次障がい者基本計画の実施状況

第3次障がい者基本計画では、14項目の重点施策を含めた80項目の分野別施策を設定しています。

2016（平成28）年度末時点における重点施策の前期目標に対する進捗状況は下表に示したとおり、ほとんどの施策において目標どおりまたは目標以上に進捗しています。

重点施策	評価	重点施策	評価
1 グループホーム整備への支援	完了	8 農業を活用した雇用機会の拡大（農福連携）	B
2 グループホームの体験利用の促進	B	9 就労支援コーディネーターの設置	B
3 基幹相談支援センターの設置	B	10 市役所での就労体験の実施	A
4 個別訪問調査の実施	B	11 支え合いマップづくり	C
5 乳幼児期からの療育支援体制の整備	B	12 障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供	B
6 各保育園等への巡回相談	B	13 移動支援の支援員の人材育成	B
7 スクールソーシャルワーカーの設置	B	14 成年後見制度の普及啓発及び理解促進	B

※評価：完了…目標を達成した、A…目標以上に進捗している、B…目標どおりに進捗している、C…改善の余地あり

また、2016（平成28）年度末時点における重点施策以外の分野別の施策進捗状況を下表に示します。

計画どおり実施中または概ね計画どおりだが一部未実施となっているものが、56項目のうち54項目（96.4%）となっています。生活環境のうち1項目が大幅に遅れており、教育、文化芸術活動・スポーツ等のうち1項目が未着手となっています。

分野	計画どおり 実施中	概ね 計画どおり 一部未実施	大幅に 遅れている	未着手	計
1 生活支援	9	1	0	0	10
2 保健・医療	7	2	0	0	9
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	4	0	0	1	5
4 雇用・就業、経済的自立の支援	5	0	0	0	5
5 生活環境	9	4	1	0	14
6 情報アクセシビリティ	2	1	0	0	3
7 安全・安心	3	2	0	0	5
8 差別の解消及び権利擁護の推進	1	2	0	0	3
9 行政サービス等における配慮	1	1	0	0	2
計	41	13	1	1	56

## 5 長久手市第4期障がい福祉計画の実施状況

### (1) 評価の方法

2015（平成27）年版ながひく障がい者プラン中の「第4章 長久手市第4期障がい福祉計画」の「2 計画の数値目標」は2017（平成29）年度末の目標値に対し、2016（平成28）年度末の実施状況から評価しました。

評価については下記の区分としました。

○：達成率80%以上

△：達成率50%以上80%未満

×：達成率50%未満

### (2) 「2 計画の数値目標」の評価

「2 計画の数値目標」の2016（平成28）年度末における評価結果は、目標値6項目に対し、評価○が3項目、評価△が0項目、評価×が3項目となっています。「1 福祉施設入所者の地域生活への移行」の達成状況は、「施設入所者削減数」、「地域移行者」及び「地域生活支援拠点の整備」が0%で低い状態です。

	項目	基準値	目標値	2016（平成28）年度末現在		評価
		2013（平成25）年度末	2017（平成29）年度末	実績	達成率	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数	12人	11人	13人	—	—
	削減数	—	1人	—2人	0%	×
	地域移行者	—	2人	0人	0%	×
2 地域生活支援拠点の整備	2017（平成29）年度末までの整備数	—	市内に1箇所	0箇所	0%	×
3 就労移行支援事業所利用者から一般就労への移行	年間一般就労移行者数	5人	10人	9人	90%	○
4 就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者数	10人	20人	16人	80%	○
	就労移行支援事業のうち就労移行率が3割以上の事業所数	—	66.7%	66.7%	100%	○

(3) 障害福祉サービスの実施状況

「第4章 長久手市第4期障がい福祉計画」の「3 障害福祉サービスの現状と見込み」の障害福祉サービスの見込量に対し、2016（平成28）年度末の実施状況については以下のとおりです。

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			2014 （平成26）年度	2016 （平成28）年度	2016 （平成28）年度
【訪問系サービス】 （1月あたり）	居宅介護	人	49	58	71
		時間	1,332	1,624	1,525
	重度訪問介護	人	1	3	2
		時間	154	250	303
	同行援護	人	3	6	5
		時間	24	40	53
	行動援護	人	0	1	3
		時間	0	10	53
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0
		時間	0	0	0
【日中活動系サービス】 （1月あたり）	生活介護	人	50	60	57
		人日	934	1,050	1,080
	自立訓練 （機能訓練）	人	1	0	1
		人日	2	0	23
	自立訓練 （生活訓練）	人	1	10	5
		人日	17	120	78
	就労移行支援	人	13	18	14
		人日	179	252	202
	就労継続支援（A型）	人	13	13	27
		人日	217	221	505
	就労継続支援（B型）	人	16	18	25
		人日	260	288	376
	療養介護	人	0	0	0
	短期入所	人	14	—	—
		人日	42	—	—
	短期入所（福祉型）	人	—	17	14
人日		—	58	51	
短期入所（医療型）	人	—	3	1	
	人日	—	6	7	
【居住系サービス】 （1月あたり）	共同生活援助	人	6	8	6
	施設入所支援	人	13	12	15
【計画相談支援・ 地域相談支援】 （1月あたり）	計画相談支援	人	26	53	15
	地域移行支援	人	0	1	0
	地域定着支援	人	0	2	1

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			2014 (平成26)年度	2016 (平成28)年度	2016 (平成28)年度
【障害児通所支援】 (1年あたり)	障害児相談支援	人	8	16	14
	児童発達支援	人	12	12	27
		人日	75	84	214
	放課後等デイサービス	人	31	32	83
		人日	289	304	839
	保育所等訪問支援	人	1	2	1
		人日	2	2	1
	医療型児童発達支援	人	0	0	0
人日		0	0	0	

#### (4) 地域生活支援事業の実施状況

「第4章 長久手市第4期障がい福祉計画」の「3 障害福祉サービスの現状と見込み」の地域生活支援事業の見込量に対し、2016（平成28）年度の実施状況については以下のとおりです。

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			2014 (平成26)年度	2016 (平成28)年度	2016 (平成28)年度
【理解促進研修・啓発事業】 (1年あたり)	理解促進研修・啓発事業		実施	実施	未実施
【自発的活動支援事業】 (1年あたり)	自発的活動支援事業		未実施	実施	未実施
【相談支援事業】 (1年あたり)	相談支援事業	か所	1	1	1
	障がい者自立支援協議会		設置済	設置済	設置済
	基幹相談支援センター		未設置	未設置	未設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業		未実施	実施	未実施
【成年後見制度利用支援事業】 (1年あたり)	成年後見制度利用支援事業	人	1	3	0
【成年後見制度法人後見支援事業】 (1年あたり)	成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施
【意思疎通支援事業】 (1年あたり)	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	14	15	31
	手話通訳者設置事業	人	1	2	1

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			2014 (平成26)年	2016 (平成28)年	2016 (平成28)年
【日常生活用具給付等事業】 (1年あたり)	介護・訓練支援用具	件	2	4	2
	自立生活支援用具	件	8	6	4
	在宅療養等支援用具	件	6	9	7
	情報・意思疎通支援用具	件	5	7	2
	排泄管理支援用具	人月	595	620	688
	居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	1	1
【手話奉仕員養成研修事業】(1年あたり)	手話奉仕員養成研修事業	人	8	12	6
【移動支援事業】 (1年あたり)	移動支援事業	人	41	42	49
		時間	2,352	2,436	2,870
【地域活動支援センター事業】 (1年あたり)	地域活動支援センター事業	か所	14	14	13
		人	36	34	28
		人日	957	1,030	226
【その他の事業(任意事業)】(1年あたり)	日中一時支援事業	人	96	87	115
		人日	5,032	5,307	7,236
	訪問入浴サービス事業	人	3	3	1
	要約筆記奉仕員養成研修事業	人	2	3	2
	自動車免許取得費助成事業	人	0	1	0
	身体障がい者用自動車改造費助成事業	人	2	1	2

